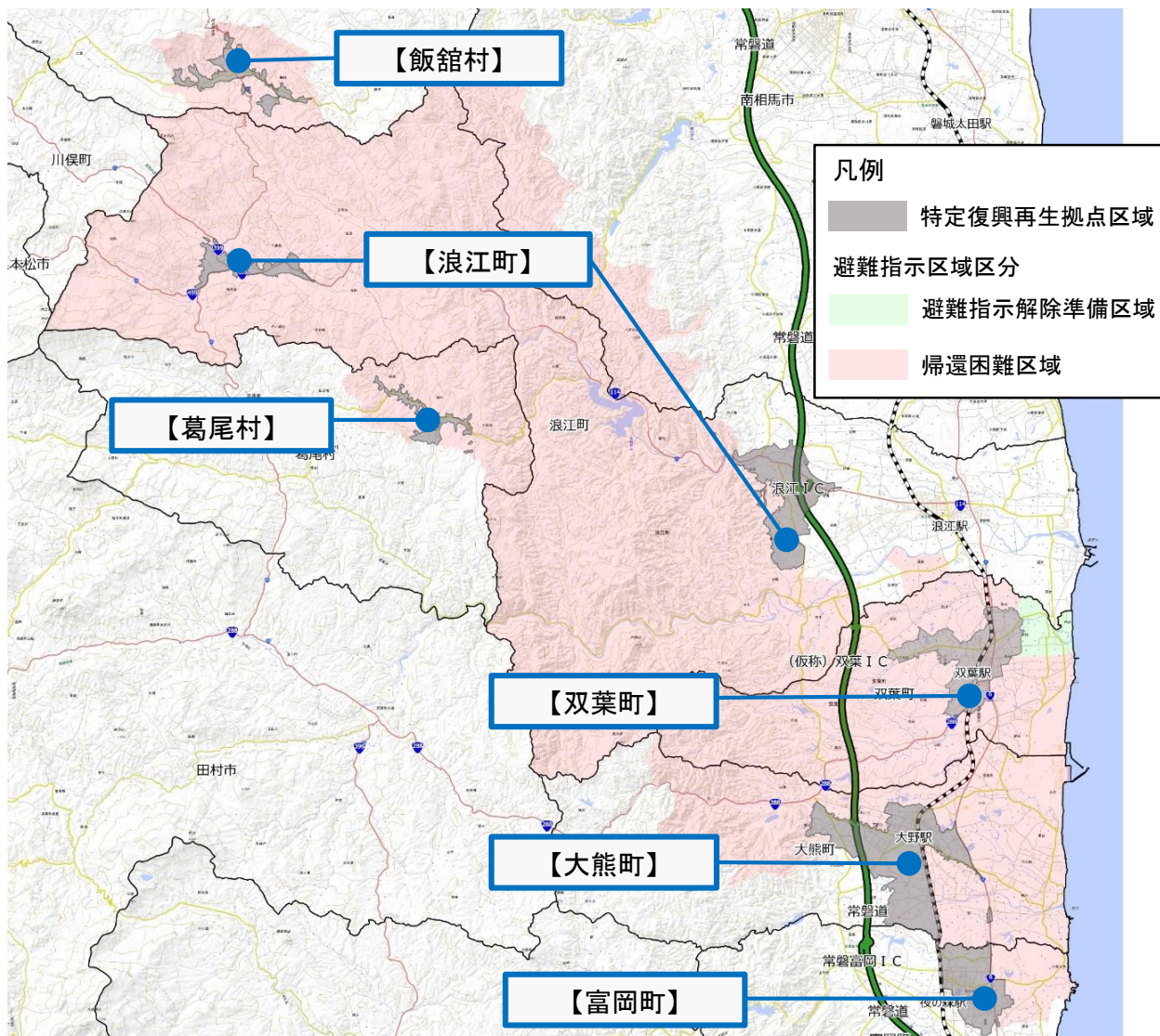


特定復興再生拠点区域整備の状況（2019年5月末時点）

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、全ての町村において解体・除染等工事を実施中。



町村名	工事発注状況*			
	解体	除染	着工	主な工事状況
双葉町(2017.9.15認定、約555ha)	877件	約260ha	2017.12.25	除染:下羽鳥(農地、道路)他/解体:全域
大熊町(2017.11.10認定、約860ha)	845件	約450ha	2018.3.9	除染:大野(道路)、旭台(宅地・農地・森林)他/解体:全域
浪江町(2017.12.22認定、約661ha)	160件	約290ha	2018.5.30	除染:末森(農地・森林)、室原(宅地)、津島(道路)他/解体:全域
富岡町(2018.3.9認定、約390ha)	442件	約130ha	2018.7.6	除染:夜ノ森(宅地・農地)、つつみ公園他/解体:全域
飯舘村(2018.4.20認定、約186ha)	70件	約59ha	2018.9.28	除染:長泥(宅地・農地・道路・森林)他/解体:全域
葛尾村(2018.5.11認定、約95ha)	33件	全域	2018.11.20	野行(住宅、農地)他/解体:全域